

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◆告示
しいたけ栽培施設設置事業補助金交付要綱
主要農作物種子対策事業補助金交付要綱の
一部改正

れんげ原採種事業補助金交付要綱の一部改正
公有水面の埋立の免許
司法警察員の指名

鳥取県水産製品検査員証の交付又は返納
旅行あつ旋業者登録の有効期間の更新
旅行あつ旋業者の変更登録
児童福祉収容施設措置費の保護単価の一部改
正

医療機関の指定
指定医療機関の辞退
豚丹毒予防注射の実施

◆公安規則
警察官派出所及び警察官駐在所の名称、
位置及び受持区域に関する規則の一部改

正
◆公安告示 聴聞会の開催
◆公告 映写技術者試験の実施

告示

鳥取県告示第四百四十七号

昭和三十七年度しいたけ栽培施設設置事業補助金交付
要綱を次のように定める。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十七年度しいたけ栽培施設設置事業
補助金交付要綱

（趣旨）

第一条 昭和三十七年度しいたけ栽培施設設置事業補助
金の交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則（昭和
三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」と
いう。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところ
による。

(補助事業者の範囲)

第二条 しいたけ栽培施設設置事業補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件をみたす団体であつて、別表に掲げる施設(以下「施設」という。)のうち二以上の施設を設置する事業を行なうものとする。

- 一 五人以上の者で組織するものであること。
- 二 一人あたり五万円以上の出資金をもつものであること。
- 三 五年間継続して楡木生産を行なうものであること。
- 四 年間楡木生産量が五千本以上のものであること。

(補助金の額)

第三条 この要綱による補助金の額は、施設の設置事業に要する経費の三分の一以内の額とする。

(補助金の交付の申請)

第四条 規則第五条第一号に規定する事業計画書は、第一号様式のとおりとする。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第五

条第一号及び第二号に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 施設の設置位置図(又は保管場所)
- 二 楡場位置図
- 三 原木売買契約書の写
- 四 規約、収支予算書
- 五 その地域の概況
- 六 その他参考となる書類

3 申請書の提出期限は、九月三十日までとする。

(申請事項の変更)

第五条 規則第十七条の申請は、第二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(施設の管理責任)

第六条 補助金の交付を受けた者は、しいたけ栽培施設の設置事業により設置した施設を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(施設の処分)

第七条 補助金の交付を受けて設置した次の各号に掲げ

る施設を当該各号に定める期間内に処分しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

- 一 植菌用動力穿孔機 五年
- 二 軽架線 四年
- 三 乾燥機 八年
- 四 乾燥器 四年
- 五 チェンソー 五年

(書類の經由機関)

第八条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、すべて市町村を経由しなければならない。

(報告)

第九条 補助金の交付を受けた者は、栽培生産実績について毎年四月末日までに第三号様式による報告書を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度分の補助金について適用する。

別表

- 一 植菌用動力穿孔機(〇、五PS以上の電動機及び一、五PS以上のエンジンを備え、フレキシブルシャフト二メートル以上、錐十二ミリメートル以上を備えた穿孔機一式又は電動機及びエンジンを除く穿孔装置一式に限る。)
- 二 軽架線(運送式以外で荷重二百キログラム以下、支間距離又はその合計が五百メートル以下のもので、主索はワイヤーロープ(JIS規格製品)を備えるものに限る。)
- 三 乾燥機器(一回につき生しいたけ百二十キログラム以上の乾燥能力をもち、電動機又はエンジンを動力源とする送風機をもつ乾燥機及び一回につき生しいたけ十キログラム以上の乾燥能力をもち、煉炭、電熱等を熱源とする乾燥器に限る。)
- 四 チェンソー(ガイドバー十七センチ以上、三PS以上のものに限る。)

第一号様式

1. 昭和 年度しいたけ栽培施設設置事業計画書

事業主体名	所在地名	枹場箇所数	構成員数	設置型式	枹数	施設単価	設置金額	事業内容	原木の確保数量	費用負担区分	備考	
												補助額割合
			人			円	円		本	円 %	円 %	円 %

注 設置施設については詳細に記入のこと

2. 施設設置計画書

年度	施設の種別	型式	数量	事業内容	摘	要

注 3ヶ年間の計画を記入のこと

3. 栽培生産計画書

植付予定本数	年度		年度		年度		年度		外はしいたけとする ()内は乾しいたけとする
	本	kg	本	kg	本	kg	本	kg	
生産予定量	()kg	()kg	()kg	()kg	()kg	()kg	()kg	()kg	

収入	年度		年度		年度		年度	
	円	円	円	円	円	円	円	円
入金金額								
支出								
枹木代								
枹種代								
設備設置費								
労賃								
採取乾燥費								
借入金償却費								
その他								

注 5ヶ年間の計画を記入のこと

第二号様式

鳥取県知事 氏 名 殿

協業体の所在地
名 称
代表者氏名

第 号
昭和 年 月 日

昭和 年度しいだけ栽培施設設置事業計画変更申請書

昭和 年 月 日付け鳥取県受第 号で補助金交付決定(交付内示)の通知があつたこの事業の実施について下記理由により事業の内容(申請事項)を別紙のように変更したいので承認されたい鳥取県補助金等交付規則第11条の規定によつて申請します。

記

変更の理由
(添付書類)

1. 事業変更計画書(様式一号に準じて作成すること)
2. 更正収支予算及び見積書
3. 施設の設置位置図(又は保管場所)
4. 槽場位置図
5. 原木売買変更契約書
6. その他参考となる書類

第三号様式

栽培生産実績報告書

年 度	植付樽木数	生 産 量	収 入 金 額	備 考
	本 生 (/) kg		円	
	乾 ()			

注 「実績」とは前年度の実績とする

鳥取県告示第四百四十八号

主要農作物種子対策事業補助金交付要綱(昭和三十四年七月鳥取県告示第四百四十四号)の一部を次のように改正し昭和三十七年度分の補助金から適用する。

昭和三十七年八月十四日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

第一条、第四条及び第五条中「市町村」を「鳥取県種子協会」に改める。
別表を次のように改める。

別 表

事 業	経 費	補 助 率	軽 微 な 変 更	事 業 内 容 の 変 更
採種団体 採種管理 事業	<p>採種団体(国)の主要農作物採種事業実施要領(昭和三十一年五月二十六日付け農林省令第百三十一号)及び同要領(昭和三十一年五月二十六日付け農林省令第百三十一号)の規定による種子生産推進のための要する経費</p> <p>採種団体の主要農作物採種事業実施要領(昭和三十一年五月二十六日付け農林省令第百三十一号)及び同要領(昭和三十一年五月二十六日付け農林省令第百三十一号)の規定による種子生産推進のための要する経費</p> <p>採種団体の主要農作物採種事業実施要領(昭和三十一年五月二十六日付け農林省令第百三十一号)及び同要領(昭和三十一年五月二十六日付け農林省令第百三十一号)の規定による種子生産推進のための要する経費</p>	<p>採種団体の事業推進の</p>	<p>次に掲げる採種事業の相互に充てられること</p>	<p>次に掲げる採種事業の相互に充てられること</p>
農林大臣の定め	<p>農林大臣の定め</p>	<p>農林大臣の定め</p>	<p>農林大臣の定め</p>	<p>農林大臣の定め</p>

三 採種団体が主要農作物種子の残量処理積立金(実施要領第十三号に規定する残量処理積立金をいり。)として積み立てるのに要する経費

採種団体の残量処理積立金(実施要領第十三号に規定する残量処理積立金をいり。)として積み立てるのに要する経費

様式第一号、様式第二号及び様式第三号をそれぞれ次のように改める。

様式第一号

昭和 年度採種団体採種管理事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 採種管理事業の内容

(2) 種子更新計画

稲		大豆		麦	
総作付積	種子更新積	総作付積	種子更新積	前年度播種分	本年度播種分
町	町	町	町	町	町
	更新率		更新率	総作付積	本年度播種分
	%		%	町	町
				更新率	更新率
				%	%
				総作付積	本年度播種分
				町	町
				更新率	更新率
				%	%

(3) 採種は設置計画面積

稲		大豆		麦	
水稲	陸稲	前年度播種分	本年度播種分	前年度播種分	本年度播種分
反	反	計	計	計	計
		ビール麦	はたか麦	ビール麦	はたか麦
		反	反	反	反

(4) 種子買入計画数量

稲		大豆		麦	
水稲	陸稲	前年度播種分	本年度播種分	前年度播種分	本年度播種分
Kg	Kg	計	計	計	計
		ビール麦	はたか麦	ビール麦	はたか麦
		Kg	Kg	Kg	Kg

(注) 種子買入計画数量は補助対象となる数量を記入すること

3 経費の配分

区	分	事業経費	県補助金	備	考
(採種団体採種管理事業費)		円	円		
採種事業推進活動費					
取扱金利充当費					
残量処理積立金繰入費					
合 計					

- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
事業執行に関する規程又は要綱

様式第2号

昭和 年度採種団体採種管理事業費収支予算書

1 収入の部

区	分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備	考
				増	減		
県	補助金	円	円	円	円		
採種事業推進活動費							
取扱金利充当費							
残量処理積立金繰入費							

採種団体負担金							
合 計							

2 支出の部

区	分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備	考
				増	減		
(採種団体採種管理事業費)		円	円	円	円		
採種事業推進活動費							
取扱金利充当費							
	稲					100kg当り	円の kg分
	麦					100kg当り	円の kg分
	大豆					100kg当り	円の kg分
残量処理積立金繰入費							
	稲					100kg当り	円の kg分
	麦					100kg当り	円の kg分
	大豆					100kg当り	円の kg分
合 計							

様式第3号

文 書 番 号
昭 和 年 月 日

県採種団体代表者氏名

鳥取県知事

殿

昭和 年度採種団体採種管理事業実績報告書

昭和 年 月 日付 第 号による交付決定通知に基づき下記のとおり標記事業を実施したので鳥取県補助金等交付規則第18条の規定により報告する。

記

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

(注) この関係の様式はそれぞれ様式第1号及び様式第2号に準ずるものとする。

鳥取県告示第四百四十九号

れんげ原採種事業補助金交付要綱(昭和三十五年十一月鳥取県告示第五百八十九号)の一部を次のように改正し、昭和三十七年度分の補助金から適用する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表の補助率の欄中「六〇キログラム当り四八円以内」を「六〇キログラム当り二四円以内」に「六〇キログラム当り二四円」を「六〇キログラム当り一二円」に改める。

鳥取県告示第四百五十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、昭和三十七年八月六日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 埋立の免許を受けた者

米子市中町二十番地

米子市長 野 坂 寛 治

二 埋立の場所及び面積

米子市祇園町二丁目二六二ノ一番地先の水面四四九、二平方メートル(関係図面は、土木部管理課に保存)

三 埋立の目的

湖岸公園の建設の為

四 埋立の工期

着工期限 昭和三十七年八月十五日

竣工期限 昭和三十七年九月三十日

鳥取県告示第四百五十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第五項の規定による司法警察員として職務を行なう者を次のように指名した。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

司法警察 職名	名氏	名勤務所	指 名 期 間	摘 要
四六七	技術吏員 兜金幸男	水産課	昭和三十七年 四月一日 三十八年 三月三十一日	
五〇五	元井義春	"	"	
五四三	大谷丈夫	"	"	
五五四	勝間弘治	"	"	
五六三	沢 一夫	"	"	
五六四	中島壮史	"	"	

鳥取県告示第四百五十二号

鳥取県水産製成品検査条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十二号)第八条第二項の規定による鳥取県水産製成品検査員証を次のように交付又は返納させた。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

任命

鳥取県水産製成品検査員証番号	氏 名	名 職	名 勤務所	交 付 年 月 日
十一	井上忠雄	水産技師	境港水産事務所	昭和三十七年 四月一日
十二	大谷丈夫	"	水産課	"
十三	伊藤朝康	"	"	"

解 任

鳥取県水産製成品検査員証番号	氏 名	名 職	名 勤務所	返納年月日
九	本田和民	水産技師		昭和三十七年 三月三十一日

鳥取県告示第四百五十三号

旅行あつ、旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百十六号)第三条の規定により、旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第六条の第三第二項において準用する同法第五条第一項の規定により次のとおり旅行あつ、旋業者登録簿に有効期間の更新登録をしたので、同条第

二項の規定により告示する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 邦人第四号

二 営業所の名称及び位置 鳥取交通観光株式会社

三 申請者の氏名及び住所 米子市末広町二七番地

鳥取交通観光株式会社

米子市末広町二七番地

代表取締役 吉持 武雄

四 更新登録年月日 昭和三十七年六月十一日

鳥取県告示第四百五十四号

旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第八条第一項の規定する申請があつたので、旅行あつ、旋業法施行令(昭和二十七年政令第四百十六号)第三条の規定により、旅行あつ、旋業法第八条第二項において準用

する同法第五条第一項の規定により旅行あつ、業者登録簿に変更登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 登録番号 邦人第四号

二 営業所の名称及び位置 鳥取交通観光株式会社

鳥取交通観光株式会社

米子市末広町二七番地

三 申請者の氏名及び住所 米子市末広町二七番地

鳥取交通観光株式会社

米子市末広町二七番地

代表取締役 吉持 武雄

四 変更登録事項

イ 営業所の名称の変更

新 鳥取交通観光株式会社

旧 中国観光株式会社

ロ 営業所の所在地の変更

新 米子市末広町二七番地

東倉吉町一二五番地
変更登録年月日 昭和三十七年五月二十一日

鳥取県告示第四百五十五号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号(児童福祉)

収容施設措置費の保護単価)の一部を次のように改正し、
昭和三十七年七月一日から適用する。
昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二期

別表Iを次のように改める。

別表 I

事務費の児童一人当りの保護単価表(月額)

施設区分	施設名	地域区分	算出上の所要単価		国の示す単価		定額	適用人員	備考
			寒冷地区分 一般分	寒冷地区分 加算	一般分	寒冷地区分 加算			
教 養	興徳学校	乙	6,808	円	5,077	円	5,117	円	88人
精神薄弱児施設	皆成学園	乙	6,493	円	4,881	円	4,922	円	84人
盲児施設	積善学園	乙	5,909	円	6,064	円	5,947	円	30人
ろゝお児施設	積善学園	乙	4,511	円	3,758	円	3,784	円	90人
養護施設	鳥取こども学園 鳥取こども学園 鳥取こども学園 鳥取こども学園 鳥取こども学園	乙丙乙丙乙	3,854	円	3,671	円	3,701	円	80人
			4,108	円	4,046	円	4,079	円	30人
			4,062	円	3,889	円	3,922	円	60人
			4,517	円	4,046	円	4,081	円	50人
			4,064	円	3,671	円	3,703	円	80人

乳児院	米子乳児院	乙	13,918	円	13,689	円	13,785	円	15人
精神薄弱児通園施設	若草学園	丙	4,612	円	4,024	円	4,057	円	30人
母子寮 (措置費)	那赤家 取吉家 米子家	丙	5,259	円	5,761	円	5,300	円	世帯20人
			1,592	円	5,761	円	1,399	円	19人
母子寮 (措置費)	鳥取母子寮 鳥取母子寮 鳥取母子寮	乙丙乙乙	3,472	円	6,041	円	3,497	円	17人
			3,487	円	5,761	円	3,305	円	11人
			2,788	円	5,041	円	2,801	円	15人
			2,407	円	6,041	円	2,418	円	18人

3才未満の者の加算分(月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当り加算額	備考
養護施設	鳥取こども学園 鳥取こども学園 鳥取こども学園 鳥取こども学園 鳥取こども学園	乙丙乙丙乙	1,769 1,684 1,769 1,684 1,769	

鳥取県告示第四百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法
施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和三十七年八月十四日

指定年月日 名 称 鳥取県知事 石 破 二 朗
 開設者名
 昭和三十七年六月三十日 今宮歯科診療所 鳥取市湖山町一、一九四の七一 歯 科 今宮 義昭
 七月一日 森下 医院 八頭郡河原町大字河原一九七の三 内科、小児科 森下 卓郎

鳥取県告示第四百五十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三千六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	管轄保健所
昭和三十七年四月 一日	日南国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五一一番地五	根雨保健所
七月十五日	松田 医院	日野町根雨二二九	〃
八月 一日	米増 病院	倉吉市宮川町二五六の二	倉吉保健所

鳥取県告示第四百五十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	名 称	所 在 地
昭和三十七年 七月四日	音田医院	日野郡日野町根雨

七月三十一日 米増 倉吉市宮川町二五六の二

鳥取県告示第四百五十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚丹毒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚丹毒予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし生後五十日前のもの及び分べん前後一月以内のものを除く
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
豚丹毒予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月 二十日	気高町宝木地区 瑞穂地区	気高町奥沢見、水尻、 宝木、高吉
二十一日	浜村地区	気高町姉坂

公安委員会規則

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県公安委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則の一部を改正する規則
警察官派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び受持区域に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県岩井警察署の項中

〃 池谷	〃	〃 池谷	〃	大字岩常、高住、長郷、院内、荒金、黒谷、池谷、延興寺、外邑、小田、大阪、唐川
〃 院内	〃	〃 院内	〃	大字岩常、高住、長郷、院内、荒金、黒谷、池谷、延興寺、外邑、小田、大阪、唐川

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年八月三十日午後零時三十分から
米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市諏訪六三
自動車運転者 萱 野 正 昭

(2) 西伯郡西伯町福成二二三九
自動車運転者 亀 尾 昌 則

(3) 境港市相生町六

公 告

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条第三項に規定する映写技術者試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

- (4) 米子市道笑町一丁目九一
自動車運転者 由 本 慶 一
自動車運転者 菱 勉 植
- (5) 米子市灘町三丁目一〇六
自動車運転者 松 本 進
- (6) 米子市蚊屋二二八の二
自動車運転者 新 家 博
- (7) 境港市外江町二七七三
自動車運転者 浜 田 敏 徳
- (8) 西伯郡大山町防嶺二八九
自動車運転者 馬 田 達 夫

1 学科試験

(イ) 日時 昭和三十七年九月十日午前十時三十分から

(ロ) 場所 倉吉市上井 鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所（旧中央連）

2 技能試験

(イ) 日時 昭和三十七年九月十一日午前八時三十分から

(ロ) 場所 東伯郡東伯町 浦安東八橋映画劇場

二 試験科目

1 学科試験

(イ) 電気、熱、光及び音に関する基礎物理学

(ロ) 燃焼及び消火に関する基礎理論

(ハ) セルロイド類の特性

(ニ) 映写機の操作方法

(ホ) 火災予防及び消火の方法

(ヘ) 映写に関する消防関係法令

2 技能試験

三 出願手続

1 願書提出期間

昭和三十七年八月十七日から昭和三十七年八月三十一日午後五時まで（郵送の場合は、八月三十一日午後五時までに着信のものに限る。）

2 提出書類等

(イ) 受験願書（危険物の規制に関する省令第十八による指定のもの）

(ロ) 写真一枚（受験願書提出前六月以内に撮影した単身無帽の半身像の名刺型のもので裏面に撮影年月日、氏名を記載したもの）
受験願書の写真
ちよう付欄にちよう付して提出すること。

3 試験手数料

鳥取県収入証紙五百円を受験願書の手数料欄にちよう付すること。（この収入証紙には消印しないこと。）

四 その他

1 受験願書の用紙等は、直接鳥取県総務部地方課消防係に請求すること。郵便で請求するときは、必ず十円切手をはった返信用封筒を同封すること。

2 願書等の提出先

鳥取市東町二丁目二〇

鳥取県総務部地方課消防係

3 その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会して下さい。

昭和四年四月 五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
（定） 一月毎二五〇円（配達料共）